

平成19年9月19日

高齢者の自立した生活に対する支援に関する監視・影響調査
関係府省ヒアリング 農林水産省資料

1. 農山漁村における高齢者に関する基本データ・・・・・・・・・・ 3
2. 男女共同参画基本計画（第2次）関係施策の概要
 - （1）高齢者生活支援体制の整備
 - ① JA食料・農業・農村サポート機能活性化促進事業（うち農村地域維持・活性化支援事業）・・・・・・・・・・ 7
 - （2）高齢者の活動の推進
 - ① 担い手アクションサポート事業のうち新たな人材の育成・確保活動（うち高齢者による担い手育成・確保支援）・・・・・・・・ 11
 - ② シニア能力活用促進事業・・・・・・・・・・ 19
 - （3）老後の自立の確保
 - ① 漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業のうち福祉対策事業 27
 - ② 農業者年金制度・・・・・・・・・・ 39

1. 農山漁村における高齢者に関する基本データ

(1) 農業就業人口における男女別 年齢区分別の推移

(千人)

		平成 2年	平成 7年	平成12年	平成17年	参考)平成18年		
全年代	男	1,976	1,769	1,721	1,565	全年代	男	1,487
	女	2,842	2,373	2,170	1,789		女	1,716
	計	4,818	4,142	3,891	3,354		計	3,203
15～19歳	男	66	69	88	62	39歳以下	男	159
	女	38	39	50	37			
	計	104	108	138	99			
20～29歳	男	73	50	62	60		女	134
	女	104	56	48	35			
	計	177	106	110	95			
30～39歳	男	149	89	61	50		計	293
	女	321	201	131	73			
	計	470	290	192	123			
40～49歳	男	188	174	139	98	40～49歳	男	89
	女	364	289	225	143		女	141
	計	552	463	364	241		計	230
50～59歳	男	370	227	184	195	50～59歳	男	201
	女	708	468	339	284		女	298
	計	1,078	695	523	479		計	499
60～64歳	男	354	276	200	150	60～64歳	男	134
	女	486	404	307	216		女	193
	計	840	680	507	366		計	327
65～69歳	男	309	361	311	234	65～69歳	男	213
	女	379	415	384	284		女	264
	計	688	776	695	518		計	477
70～74歳	男	230	268	343	298	70歳以上	男	691
	女	234	279	360	312			
	計	464	547	703	610			
75歳以上	男	237	255	333	418		女	686
	女	208	222	326	405			
	計	445	477	659	823		計	1,377

資料「農林水産省 農林業センサス」(平成 2年、7年、12年、17年)、農業構造動態調査」(平成18年)

注 1 農業就業人口とは15歳以上の世帯員で、自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

注 2 農林業センサスは全数調査であるのに対し、農業構造動態調査は標本調査である。

② 林業就業者数における男女別 年齢区分別の推移

人)

		平成 2年	平成 7年	平成12年	平成17年
全年代	男	89,832	71,537	55,613	39,603
	女	17,668	14,287	11,540	7,015
	計	107,500	85,824	67,153	46,618
15～19歳	男			361	227
	女			35	21
	計			396	248
20～29歳	男			3,870	2,910
	女			695	428
	計			4,565	3,338
30～39歳	男			5,724	4,300
	女			886	730
	計			6,610	5,030
40～49歳	男			8,577	6,236
	女			1,794	996
	計			10,371	7,232
50～59歳	男			14,664	10,700
	女			3,495	1,893
	計			18,159	12,593
60～64歳	男			8,452	4,905
	女			2,023	1,050
	計			10,475	5,955
65～69歳	男			7,950	4,806
	女			1,530	1,003
	計			9,480	5,809
70～74歳	男			4,123	3,521
	女			736	542
	計			4,859	4,063
75歳以上	男			1,892	1,998
	女			346	352
	計			2,238	2,350

資料 総務省 国勢調査」平成 2年、7年、12年、17年)

注 1 林業就業者数とは15歳以上の世帯員で、自営林業又は雇われて林業の作業に30日以上従事した者をいう。

注 2 平成 2年及び 7年の林業就業者数における年齢区分別のデータは把握していない。

③ 漁業就業者数における男女別 年齢区分別の推移

人)

		平成 2年	平成 7年	平成12年	平成17年
全年代	男	303,400	247,200	216,100	186,040
	女	67,200	54,230	44,100	36,120
	計	370,600	301,430	260,200	222,160
15～24歳	男	12,500	7,810	5,970	5,050
25～39歳		55,700	36,990	26,840	21,980
40～59歳		149,600	107,550	85,580	71,840
60歳以上		85,600	94,850	97,710	87,170
うち65歳以上		46,400	56,000	68,920	66,410

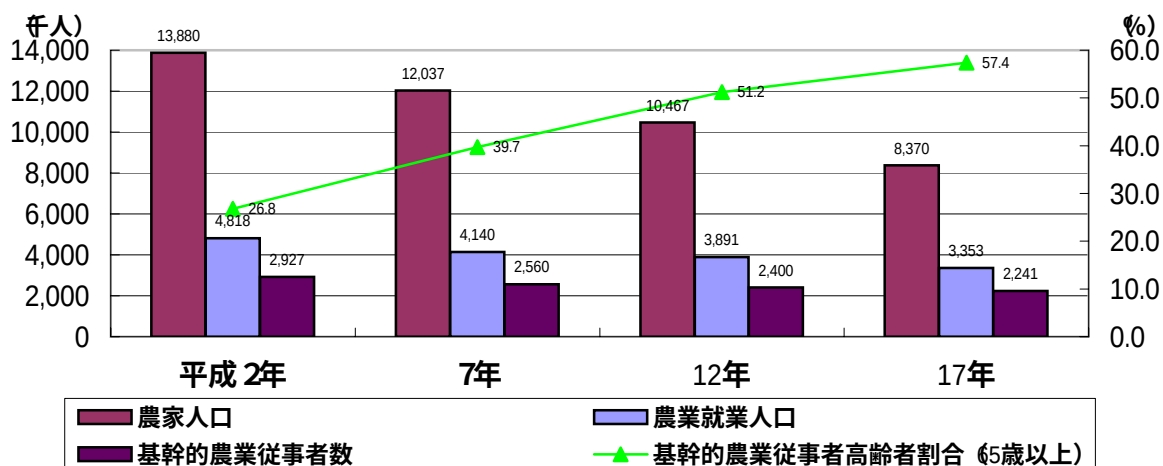
資料：農林水産省「漁業就業動向調査報告書」平成 2年、7年、12年、17年)

注 1 漁業就業者数とは15歳以上の世帯員で、自営漁業又は雇われて漁業の海上作業に30日以上従事した者をいう。

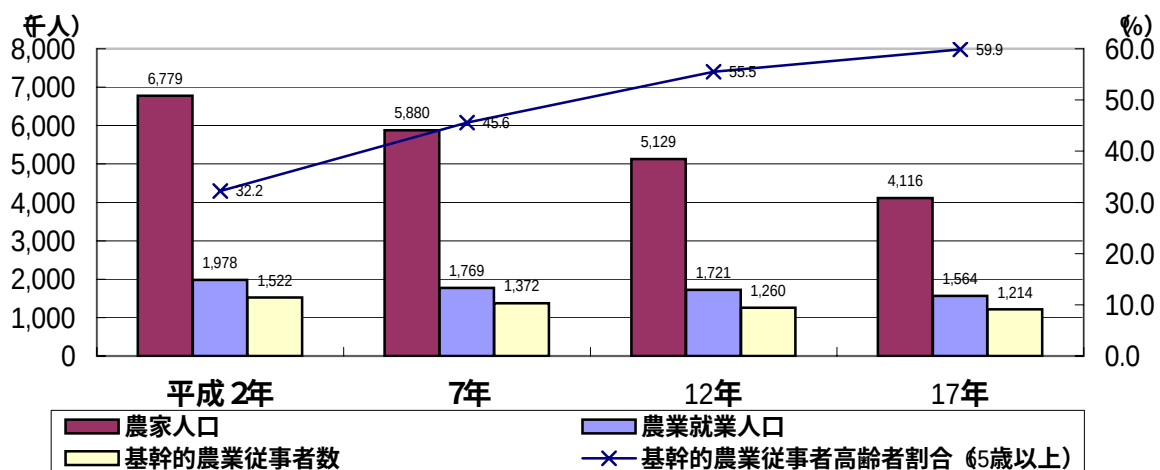
注 2 漁業就業者数における女性の年齢区分別調査は行っていない。

参考) 農家人口、農業就業人口、基幹的農業従事者数等の動向 販売農家)

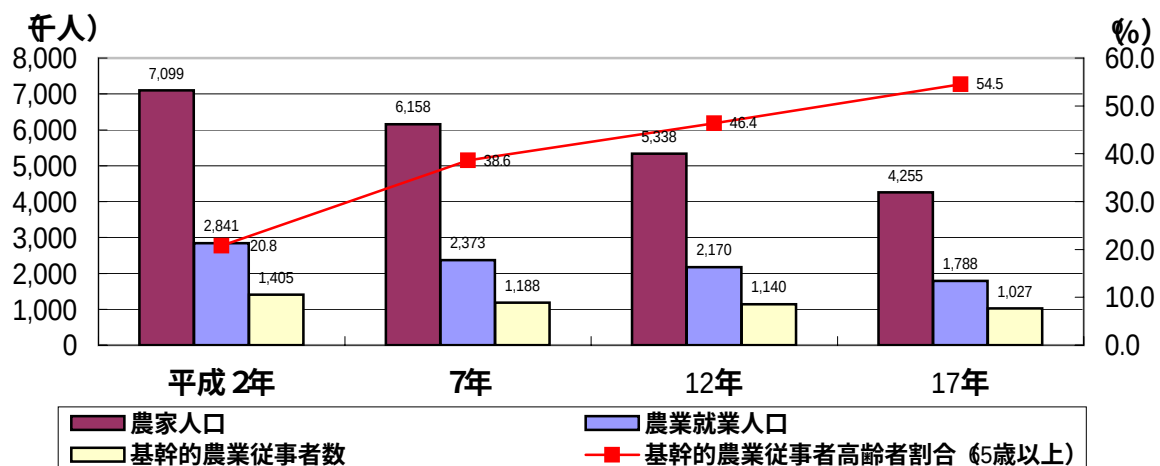
① 基幹的農業従事者に占める高齢者の割合の推移 男女計)



② 基幹的農業従事者に占める高齢者の割合の推移 男)



③ 基幹的農業従事者に占める高齢者の割合の推移 女)



資料「農林水産省 農林業センサス」平成 2年、7年、12年、17年)

注 1 農業就業人口とは15歳以上の世帯員で、自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう

注 2 基幹的農業従事者とは農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が、「主に仕事」に該当した者をいう

(1) 施策の概要		
名称	J A食料・農業・農村サポート機能活性化促進事業 (うち農村地域維持・活性化支援事業)	
目的	高齢者生活支援体制の整備	
内容	過疎化や高齢化の進展により、地域活性化が課題となっている農村地域において、農協の女性・青年部組織等を活用した安否確認、配食サービス等のボランティア活動、農協の行う介護保険サービス事業に必要な人材(ヘルパー、介護福祉士等)の育成を支援する。 (農家の農業経営への支障(=家族の介護に時間を割かれる)を取り除くことにより、地域農業の振興を側面的に支援している。)	
対象層	中央会が本事業により実施する人材養成研修等の受講対象者は、「農協の職員」や農協の女性組合員が中心となって設立している「助けあい組織のメンバー」である。なお、受講に当たり、性別や年齢の区切りは設けていない。	
実施の仕組み	① 国は、実施主体である全中(全国農業協同組合中央会)に助成する。 ② 更に、全中は、各都道府県農業協同組合中央会に交付する。 ③ 助成を受けた全国及び都道府県中央会は、ヘルパーや介護福祉士等の人材育成を始めとする高齢者支援のための研修会等を実施する。	
予算規模	平成19年度予算額	213,950千円の内数
	平成20年度概算要求額	213,950千円の内数
(2) 男女別ニーズの把握・施策への反映		
○施策の立案に際して、男女それぞれのニーズや実際的な状況をデータ等で把握しているか(把握している場合、代表的なデータを紹介のこと)。 事業内容である人材育成(研修等)は性別を問わず対象とされていることから、「男女別」のニーズの把握は特段していないものの、受講生に対してアンケート等を実施することによって意見・要望等の把握を行い、次回以降の企画立案に活かしている。		
○施策の立案並びに実施に際して、男女それぞれのニーズや実際的な状況(ライフスタイル等)の違いをどのように考慮しているか。 事業内容である人材育成(研修等)は性別を問わず対象とされていることから、「男女別」のニーズや実際的な状況の違いは特段考慮していないが、受講生に対してアンケート等を実施することによって意見・要望の把握を行い、次回以降の企画立案・実施に活かしている。 なお、事業の活用(研修の受講等)の当たっては、農業経営の特性(農閑期・農繁期等)上、養成を受ける側が、各自のライフスタイルを考慮しながら活用することが可能である。		
(3) 関係主体・施策との連携		
○施策の実施に当たって、どのような主体(自治体、関係団体等)と連携して取り組んでいる		

か。また、関係主体に対する働きかけはどのように行っているか。 本事業(人材養成研修等)の活用を希望する者は、農協の職員や助けあい組織のメンバーである。このため、農協等を指導する立場の農協中央会(全国及び都道府県)に助成することにより、管内の統一的指導及び均一的なレベル向上を期待しているところ。 関係主体(農協、助けあい組織)における研修等の受講は、基本的に本人の自由意思によるが、農協の職員については、福祉担当部門への異動に伴う職務命令として受講させる場合もある。
○他の関連する施策(他府省庁の施策を含む)とどのように連携して取り組んでいるか。 特になし。
(4) 施策の評価・見直し
○施策の評価を行っているか。評価に際して実績(アウトプット)や効果(アウトカム)、影響(インパクト)を男女別にデータ等で把握しているか(把握している場合、代表的なデータを紹介のこと)。 行っている。ただし、男女別データは把握していない。 (実績) ・ホームヘルパー養成数(H6～H17年度末までの累計)：約11万5千人 ・介護福祉士養成数 (H14～H17年度末までの累計)： 560人 (効果) ・農協による介護保険事業の取扱高(H12-14-17年度)：41億円→98億円→119億円
○施策の見直しをどのように行っていますか。これまでの見直しにおいて、男女を取り巻く状況の変化をどのように反映させてきましたか。 高齢化が一層進展し、高齢者対策が極めて重要となっている中で、本事業は着実に実績を伸ばすと共に、事業内容(人材育成研修等)についても有益との声(評価)を現場から受けているため、施策については現段階では見直していない。 また、事業内容は性別を問わず対象とされていることから、男女を取り巻く状況の変化は特段反映させていないが、社会情勢の変化(例：介護保険制度の大幅な改正等)に即応させた内容にする等に努めている。

○JA食料・農業・農村サポート機能活性化促進事業

1. 人材育成（研修等）への参加者数について

(単位：人)

年 度	延参加者数	男性	女性
平成14年度	2, 230		
15	1, 155		
16	1, 420		
17	1, 855	920	930
18	① 799	468	331
	② 360	—	—

注1 人数は、全中が開催した研修会等の延べ参加者数である。

注2 平成16年以前の研修時は、男女別集計は未実施。

注3 平成18年の②の研修時は、男女別の集計をとらなかった。

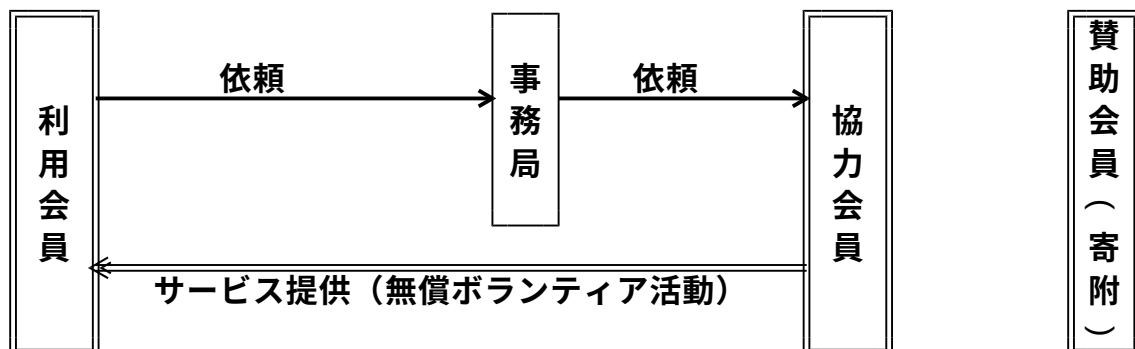
2. 「助けあい組織」の概要

(1) 助けあい組織

- ① 原則として規約等を設定し、会員制（利用会員、協力会員、賛助会員）を採用している。
- ② 設立・運営に当たり、農協が協力している。

(2) 活動内容

地域ボランティア事業・活動の中で、無償の生活支援、生きがい活動、地域への貢献活動等を実施している。



(1) 施策の概要		
名称	担い手アクションサポート事業のうち新たな人材の育成・確保活動 (高齢者による担い手育成・確保支援)	
目的	高齢者の活動の推進	
内容	高齢者による担い手への支援や集落営農への参画等の活動を促進するため、シンポジウムの開催等の普及啓発活動や、地場農産物の加工技術や体験交流活動等に係る研修等を実施	
対象層	農業・農村に関わる高齢者	
実施の仕組み	国が実施主体である担い手育成総合支援協議会（行政、農協、農業委員会等地域内の関係機関が連携して担い手育成支援活動を実施）に助成	
予算規模	平成19年度予算額	3,500,000千円の内数
	平成20年度概算要求額	2,450,000千円の内数
(2) 男女別ニーズの把握・施策への反映		
○施策の立案に際して、男女それぞれのニーズや実際の状況をデータ等で把握しているか（把握している場合、代表的なデータを紹介のこと）。		
データ等の把握は行っていないが、本施策については、高齢者が性別を問わず、地域の現状や高齢者自身の意向及び意欲・体力に応じた自主的な活動を支援するよう立案している。		
○施策の立案並びに実施に際して、男女それぞれのニーズや実際の状況（ライフスタイル等）の違いをどのように考慮しているか。		
本事業は、高齢者が性別を問わず、地域の現状や高齢者自身の意向及び意欲・体力を踏まえた自主的な活動を支援するものである。そのため、男女いずれのニーズにも対応できる内容となっている。一方で、女性にニーズの多い農産物加工等についての研修ができる旨を要領に明記する等の配慮を行っている。		
(3) 関係主体・施策との連携		
○施策の実施に当たって、どのような主体（自治体、関係団体等）と連携して取り組んでいるか。また、関係主体に対する働きかけはどのように行っているか。		
国は、担い手育成総合支援協議会に事業実施に必要な費用を助成。担い手育成総合支援協議会は、シンポジウム等の普及啓発活動、加工技術等研修を行う際、適宜関係機関（行政、農協、普及センター等）と連携。		
○他の関連する施策（他府省庁の施策を含む）とどのように連携して取り組んでいるか。		
特になし。		

(4) 施策の評価・見直し

- 施策の評価を行っているか。評価に際して実績（アウトプット）や効果（アウトカム）、影響（インパクト）を男女別にデータ等で把握しているか（把握している場合、代表的なデータを紹介のこと）。

本施策は高齢者による担い手育成・確保の推進を目的としていることから、担い手支援に貢献している高齢者グループ数の実績を把握することとしている(男女別データは把握していない)。

- 施策の見直しをどのように行っていますか。これまでの見直しにおいて、男女を取り巻く状況の変化をどのように反映させてきましたか。

平成19年度から開始された新規事業のため、見直しは行っていない。

担い手育成総合支援協議会とは

担い手育成総合支援協議会は、担い手（認定農業者や集落営農組織）を育成するため、行政、JA、農業委員会等が連携して各種の支援活動を行うための組織で、全国段階、都道府県段階（47）、地域段階（1, 242）（19年6月末現在）で設立されています。

全国段階

全国担い手育成総合支援協議会 （17年3月24日設立）

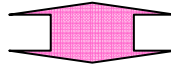
【構成員】

全国農業会議所＜会長＞
全国農業協同組合中央会＜副会長＞
全国知事会
全国市長会
全国町村会
(社)日本農業法人協会
(社)全国農地保有合理化協会
農林漁業金融公庫
全国農業協同組合連合会
全国土地改良事業団体連合会
(社)全国農業改良普及支援協会
農林中央金庫
(社)日本アグリビジネスセンター
(社)農山漁村女性生活活動支援協会
(社)全国農村青少年教育振興会
(独)農業者年金基金
(社)国際農業者交流協会
(社)中小企業診断協会
(社)全国農業共済協会
全国農業経営コンサルタント協議会
全国農業経営専門会計人協会

【主な取組】

- 経営改善、能力向上のためのシンポジウム、研修会等の開催
- 担い手育成支援のためのマニュアル等普及啓発資料の作成
- 担い手交流会の開催

など



都道府県段階

都道府県担い手育成総合支援協議会 （全都道府県で設立）

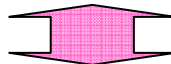
【構成員】

都道府県
都道府県農業会議
都道府県農業協同組合中央会
その他関係団体

【主な取組】

- 税理士等スペシャリストの登録
- 地域リーダー等に対する研修
- 担い手の優良事例調査

など



地域段階

地域担い手育成総合支援協議会 （19年6月末現在：1, 242協議会）

【構成員】

市町村
市町村農業委員会
農業協同組合
その他関係団体

【主な取組】

- 農業経営改善計画の作成指導
- 認定農業者の経営診断等フォローアップ活動
- 集落営農の組織化に向けた合意形成活動

など

「高齢者活動グループに関する調査結果の概要」
(平成18年3月末現在)

1. 本調査について

本調査は、各地方農政局等を通じ、都道府県に依頼して平成18年3月末現在における高齢者活動グループ数等について調査を行ったものである。

また、高齢者活動グループの定義は、次の3要件を全て満たすグループとしている。

- (1) 農作物の生産、加工又は販売、農作業の労働力補完、農作業体験指導及び農山漁村文化若しくは技術の伝承又はそれによる交流活動、花一杯運動並びに農村における配食等の福祉活動等をグループとして計画的に実施していること。
- (2) 農林漁業者3人以上から構成され、かつ、半数以上の者が60歳以上で構成されていること。
- (3) グループの代表者が60歳以上であること。

2. 調査結果の概要

- (1) 農山漁村高齢者活動グループ数は合計で6,135グループであった。グループ数及びグループ内の構成人数は、前年と比較すると大幅に減少した。

また、活動形態は主に生産・加工・販売活動を行うグループは4,475グループと全体の7割程度を占めている。

○高齢者活動グループ数

調査年度	グループ数 合計	主に生産・加工・販売活動 をしたグループ数	主に労働力補 完活動をした グループ数	主に農作業体 験指導活動 をしたグループ 数	主にその 他の活動 をしたグル ープ数
平成14年	6,177	4,362	213	142	1,460
15年	6,486	4,525	216	149	1,596
16年(a)	6,537	4,635	189	124	1,587
17年(b)	6,135	4,475	108	106	1,446
(b)/(a)	93.9%	96.5%	57.1%	85.5%	90.9%

○高齢者活動グループの構成員人数（60歳以上）

調査年度	高齢者活動 グループの 構成員人数 合計 (60歳以上)	主に生産・加工・販売活動 グループの構 成員人数 (60歳以上)	主に労働力補 完活動をした グループの構 成員人数 (60歳以上)	主に農作業体 験指導活動をし たグループの構 成員人数 (60歳以上)	その他の 活動をし たグルー プの構成 員人数 (60歳以上)
平成14年	178,112	75,371	11,744	4,299	86,698
15年	189,234	77,583	11,657	4,492	95,502
16年 ^(a)	174,946	77,354	10,356	3,907	83,329
17年 ^(b)	148,364	73,524	5,253	2,477	67,110
(b)／(a)	84.8%	95.0%	50.7%	63.4%	80.5%

（２）活動日数別にみると、最も多いのは31日～150日までのグループが41.3%と最も多い。また、わずかではあるが、前年に比較してグループの活動日数が増加している傾向が見られる。

○高齢者グループの活動日数

活動日数	年度	グループ 全体	主に生産・加工・販売 活動をした グループ	主に労働力補 完活動をし たグループ	主に農作業 体験指導活 動をしたグ ループ	その他の 活動をし たグルー プ
1～30日	H16	34.5%	25.9%	61.4%	49.6%	55.1%
	H17	31.9%	23.9%	38.9%	57.5%	54.2%
31～150日	H16	40.6%	42.8%	21.2%	37.6%	36.5%
	H17	41.3%	42.2%	35.2%	27.4%	40.1%
151日以上	H16	25.0%	31.3%	17.5%	12.8%	8.4%
	H17	26.8%	33.9%	25.9%	15.1%	5.7%

注：ラウンドの関係で合計は100%には必ずしもならない

(3) 高齢者グループ活動のうち、担い手農家や新規就農者等への育成・支援活動に携わったグループは、224グループとなり、高齢者グループ全体の数が減少する中で、わずかながらもその割合は増加している。

○担い手等支援活動を行った高齢者活動グループ

		担い手農家や新規就農者等への育成・支援活動 (a)	高齢者活動全体 (b)	(a)/(b)
高齢者グループ数	H16	202	6,537	3.1%
	H17	223	6,135	3.6%
高齢者グループの構成員人数(60歳以上)	H16	6,986人	175,107人	4.0%
	H17	5,566人	148,364人	3.8%
うち、実際に活動を行った人数(60歳以上)	H16	2,317人	—	—
	H17	3,037人	—	—
グループとしてではなく、個人として担い手支援活動を行った人数(60歳以上)	H16	1,885人	—	—
	H17	3,852人	—	—

(参考) 本調査における担い手等支援活動の定義

- ・担い手農家や新規就農者等が本来やるべきものを、高齢者が補完する形で行っているような活動(例えば、農繁期における労働補完活動、農作業受託)
- ・共同利用の施設等の管理(例えば、用水路や集荷施設等への清掃や除草等の活動)
- ・集落営農を実施している集落において、高齢者が担い手との役割分担の上、管理作業や農産加工・直売活動など、集落営農の維持・活性化に貢献しているような活動
- ・その他、担い手農家や新規就農者等に対して、農業経営や技術、農村生活面でサポートしているような活動(例えば、新規就農者等に対する交流や相談活動)

(1) 施策の概要		
名称	シニア能力活用促進事業	
目的	高齢者の活動の促進	
内容	高齢者が自らの経験や技術を活かして行う、担い手への支援や集落営農への参画等の活動を動を促進するため、高齢者向けセミナーの開催、高齢者を活用した地域の問題解決の実証調査、高齢者による活動の優良事例の収集・提供及び普及啓発等を実施。	
対象層	農業・農村に関わる高齢者	
実施の仕組み	国が実施主体である民間団体に助成	
予算規模	平成19年度予算額	7, 1 6 8 千円
	平成20年度概算要求額	7, 1 6 8 千円
(2) 男女別ニーズの把握・施策への反映		
○施策の立案に際して、男女それぞれのニーズや実際の状況をデータ等で把握しているか（把握している場合、代表的なデータを紹介のこと）。		
データ等の把握は行っていないが、本施策については、高齢者が性別を問わず、地域の現状や高齢者自身の意向及び意欲・体力に応じた自主的な活動を支援するよう立案している。		
○施策の立案並びに実施に際して、男女それぞれのニーズや実際の状況（ライフスタイル等）の違いをどのように考慮しているか。		
本施策は、高齢者が性別を問わず、地域の現状や高齢者自身の意向及び意欲・体力を踏まえた自主的な活動を支援することとしていることから、男女双方のニーズを満たしている。一方で、例えば優良事例の収集の際は高齢女性グループの活動等も積極的に取り上げる等の配慮を行っている。		
(3) 関係主体・施策との連携		
○施策の実施に当たって、どのような主体（自治体、関係団体等）と連携して取り組んでいるか。また、関係主体に対する働きかけはどのように行っているか。		
民間団体に事業実施に必要な費用を助成。民間団体は、高齢者活用の実証調査や事例の収集・提供等を行う際、適宜自治体や農協等と連携。		
○他の関連する施策（他府省庁の施策を含む）とどのように連携して取り組んでいるか。		
特になし。		
(4) 施策の評価・見直し		

○施策の評価を行っているか。評価に際して実績（アウトプット）や効果（アウトカム）、影響（インパクト）を男女別にデータ等で把握しているか（把握している場合、代表的なデータを紹介のこと）。

本施策は高齢者による担い手育成・確保の推進を目的としていることから、担い手支援に貢献している高齢者グループ数の実績を把握することとしている(男女別データは把握していない)。

○施策の見直しをどのように行っていますか。これまでの見直しにおいて、男女を取り巻く状況の変化をどのように反映させてきましたか。

平成18年度予算より農業における担い手の育成・確保が喫緊の課題であるという農政上の課題を踏まえ、高齢者が男女を問わず、個々の意向や体力等に応じて担い手支援や集落営農へ積極的に参画することを推進する事業として見直しを行った。

農業・農村の高齢者に期待される営農支援

あなたの“技”と“経験”を 活かしませんか!!

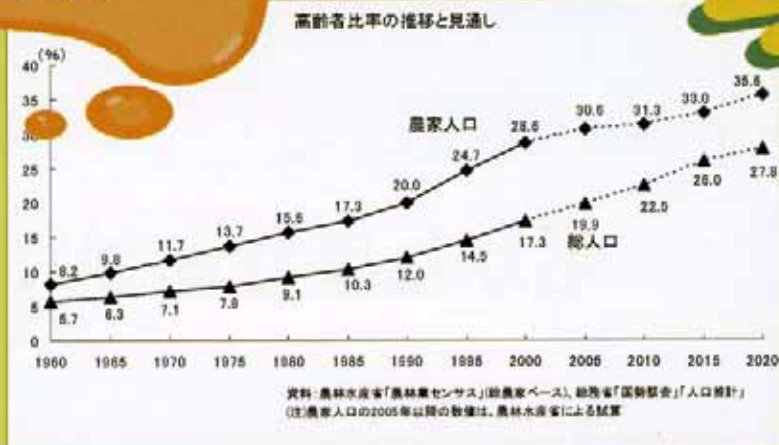
安全・安心な農産物をつくる“技”と“経験”。

さらに他産業で育まれたビジネスセンスが加わって
より持続的な地域農業の発展が期待されます。



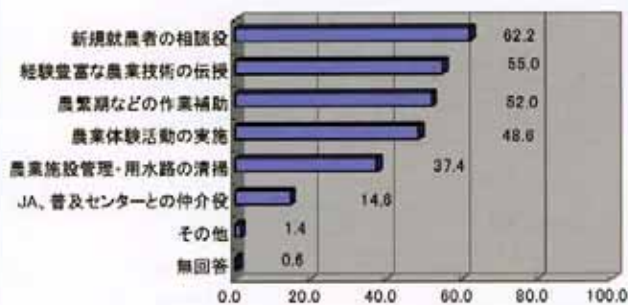
■高齢化比率は2020年には、
農家人口で35.6%となり3分
の1以上にも達します

農業者・農山漁村の高齢化 の現状と農政の課題

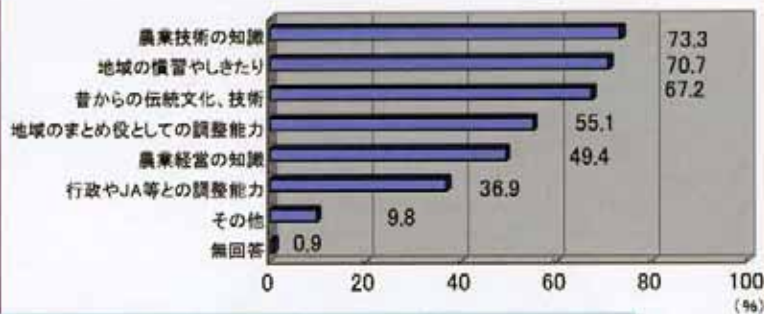


■高齢者に期待される農業技術の知識、地域の慣わし、昔からの伝統文化・技術、そして地域のまとめ役としての役割など多岐にわたります

高齢者に望む次世代を担う人々への支援・育成のための活動(複数回答)

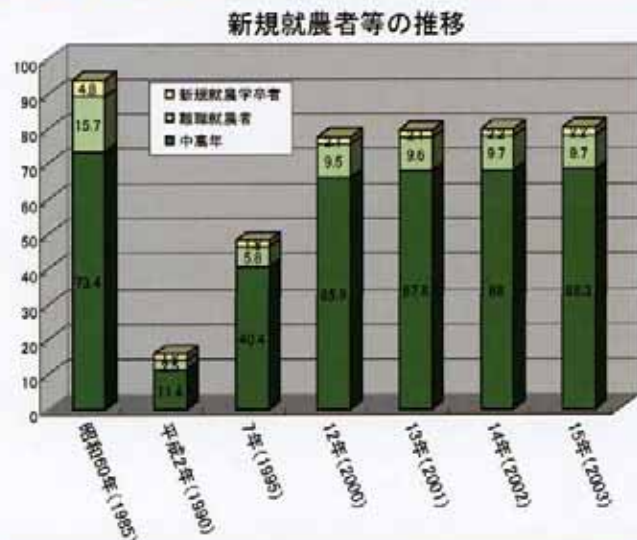


高齢者が有する知識に関する意識(複数回答)



資料：農林水産省「地域農業・社会における高齢者の役割に関する意向調査」
(平成16年度)
※調査の対象は、64歳以下の農業者

新規就農者は、 増え始めたけれど...



新規就農者は平成2(1990)年を底に増加に転じました。15年には全国で8万人にまで回復しましたが、そのうちの6万8300人(全体の85%)が40歳以上でした。

担い手を確保しなくてはならない状況は変わらないのです。こうした新規就農者への助言など農村においては、高齢者の役割は、重要です。

グラフは、平成16年度「食料・農業・農村白書」、114頁「新規就農者等の推移」から作成。

多様な経験を持った高齢者の参画で農業・農村社会は輝き始めます。農林水産省は、こうした活動を広く応援しています!!

農業者・農村の高齢者対策の見取図

農村の高齢者と地域農業

- ★農業経営への意欲・技術が高く、地域の農業の担い手として活躍している
- ★農業経営の第一線を退いたが、まだまだ頑張れる
- ★後継者が決まらず、引き続き農業をしている
- 他産業を定年退職、農業に大きな関心がある
- 他産業で得た“技”・“経験”を地域農業に活かしたい

高齢者の多様な「技」と「経験」を活かしたい

地域農業参画活動

- ★新規就農者からの相談を受ける
- ★地域の農業経験を活かす
- ★担い手の作業を手助けする
- 他産業の経験を活かす

地域社会貢献活動

- ★地場農産物の生産・加工・直売
- ★地域の伝統芸能や文化の継承
- ★都市と農村の交流活動
- ★農作業体験指導

高齢者の「技」と「経験」を活かせる環境づくり

農業者・農村高齢者に向けた施策

- ◆担い手支援や集落営農参画などの高齢者活動を促進するための普及・啓発・研修
- ◆高齢者の生きがい発揮活動等のための施設整備
- ◆就農者への支援
- ◆生活環境の整備（バリアフリー）

持続的な発展を遂げる

地域農業・農村地域社会

「食料・農業・農村計画」では、**農業内外の人材**の活動に期待しています。

■高齢農業者の活動促進

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 農業の持続的な発展に関する施策

(2) 人材の育成、確保等

ウ 高齢農業者の活動促進

意欲のある高齢農業者が、その知識と技能を活かしつつ、生きがいを持って活動できるよう、高齢農業者による新規就農者や担い手への支援、都市住民との交流、農地や農業用水等の農業・農村の基盤となる地域資源の保管理等の取組を促進する。また、農業行政の経験者を含め、**第一線を退いた農業内外の人材**が、地域における担い手の育成・確保のコーディネーター等として積極的に活動することを促進する。

「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月閣議決定）（抜粋）



松田富作さん 75歳

コシヒカリの産地、新潟県南魚沼市で20haの稲作を経営。合鴨農法、有機米、有機低農薬米を看板に、地域の農業をリード。お孫さんがその姿を見て、後継者に。

高齢者が活躍する集落営農

●島根県では集落営農で地域農業を再生、その効果が出始めました

島根県は、高齢化が一番進んでいる県のひとつです。高齢化や若年層の流出の現状をどう打開するのが、昭和50年から検討が始まり、平成3年に「集落営農」ということばが使われ始めました。平成17年5月1日現在、島根県には331の集落営農組織があります。内53組織が法人化され、担い手育成が積極的に進められています。

（数字は、農水省集落営農実態調査結果概要による）

●高齢者の明確な役割と技術継承

参加農家の家族が何らかの役割を分担しています。女性には加工部、高齢者は日常管理、若者は機械作業と能力に応じて活動できるのがポイントです。

農事組合法人となり、水稲部、加工部、特産部、会計部の4つの部を設けています。会計は、他産業に勤務するメンバーがパソコンを使って行います。水稲部は稲作の作業ごとに班があり、高齢者のヘテランと兼業に出ている後継者とがグループになって、自然に農業の技術が若い人に伝わるような仕組みができあがっています。交流活動も若手が中心です。



高齢者が集まってトウガラシの調製作業をしています



●フレッシュファーム神代^{こうしろ}

★所在地：島根県雲南市三刀屋町神代
標高250メートルの谷あいにはひろがる中山間農業地域です。

★集落の総戸数：24戸、その内法人に加入しているのは18戸です。

★活動内容：耕地面積13.0ha。そのうち水稲7.3ha、大豆1.1ha、そば2.0a、水耕栽培2.0aの耕種部門とみそ、ウメ、もち、こんにゃく、笹巻を製造する加工部門からなっています。

★この集落を何としても守っていききたい。昭和54年、ほ場整備の完了を機に集落営農を開始しました。

地域の農業を支える集落営農

集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農のことをいいます。

その活動内容は、機械を共同所有・共同利用する、集落を一つの農場として営農を一括管理・運営する、各農家の出役により、共同で農作業を行うなど、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様です。

平成17年5月1日現在、全国には10,063の集落営農がありますが、そのうち規約・定款が整備されている集落営農は84%、収支の一元管理を行っている集落営農は74%などとなっています。

集落営農を行うことで、農地の面的な利用集積により作業の効率化が図られたり、機械への過剰な投資を回避できるなどの生産・経営上の大きなメリットが得られます。

また、集落営農の組織化・法人化に向け、国の支援としてアンケート調査や専門家の派遣等に対する支援、機械・施設に対する支援等を行っています。

高齢定年退職者が本格的果樹生産

■他産業の経験を農業に

農業への参加は、営農経験者ばかりではありません。農業の経験や技能がなくてもグループに加わることで、農業の技術を向上させたり、他産業経験が活かせるのです。

日本の農業は最近特に大きく変わってきました。経営能力がさまざまな面で強くなってきたのです。他産業の経験を営農者グループは望んでいます。

多様な経験を日本の農業の発展に生かしてください。

■頑固おやじの梨作ろう会

鳥取県東伯郡湯梨浜町

湯梨浜町はナシの栽培面積が県内で一番多く、栽培の歴史も古い。しかし、後継者不足等により栽培面積が減少している。湯梨浜町の二十世紀梨の品質・生産量・産地を支えているのは、主に兼業農家の女性たち。しかし近年、労力不足と老木化等により生産量が減少し産地として危ぶまれる状況にある。

平成4年、町内に梨園を持つ企業や公務員などを退職した後に本格的に梨作りに取り組む人たちで「頑固おやじの梨作ろう会」が結成された。「頑固」という言葉には「湯梨浜の梨」を頑固に守っていこうという気概が込められている。

就農時、ナシの知識と技術がなく、妻に負けるな追いつこうという気持ちで始めた梨作りも、10年が経過し、生産者として技術を習得し、湯梨浜町の梨生産部の中でもそんな色のない実績を出している。会員の目的は栽培技術の向上である。毎年、営農指導員、普及指導員を講師に全員で会員の園に出向き、実技中心の研修会を行い、各自で栽培技術の向上に努めている。

最近では大阪千里の会との交流や直接消費地に行っている販売（袋付きの梨の販売）などを行っている。時代のニーズを敏感に捉えた活動の企画、即実践する行動力は他の農家への刺激となっている。

平成16年度農山漁村いきいきシニア活動表彰より



■頑固おやじからのアピール

現会長の岡本恒雄さん(68歳、上写真)。前職は工業高等学校の電気の先生。定年後はどうしても「頑固おやじの梨作ろう会」に入りたかった。平成10年に退職、会に入り鳥取県の特産品、二十世紀梨作りに挑戦。しかし、病害虫を細かく観察するなど新しいことばかり、JA営農指導員、普及所の先生、会員の助言を受けながら今ではみごとな二十世紀梨を生産できるようになった。

「奥が深い。それだけに面白い。年によって、木によって、土地によってみんな違う。芸術作品を仕上げていくような喜びを感じています」

前村長、前警察署長など会員の顔ぶれは多彩である。



農林水産省のホームページでは、農山漁村のいきいきシニアの活動を応援する情報を紹介しています。

いきいきシニア活動を
応援するページ

http://www.maff.go.jp/koreisyahan/koreisya_index.htm

いきいきシニア活動を応援します！
～農山漁村高齢者対策～



農山漁村において、高齢者が経験、知識及び技術を活かし、生きがいを持って農業に関する活動ができる環境づくりを目的に、農林水産省ではいきいきシニア活動を応援しています。

このホームページに関するご意見、ご質問、リンクのお問い合わせについては
takeshi.okamoto@maff.go.jp までお願い致します。
その際、mailにはお名前・ご所属・ご連絡先を明記して頂くようお願い致します。

ホームページでは

法令・指針
統計データ
関連予算等
シニア活動表彰
高齢者活動事例

をみることができます。

ホームページでは、シニア、つまり高齢者の元気な活動の表彰と、活動事例を紹介しています。皆さんの活動のヒントになります。ぜひご活用ください。

■シニア活動表彰

ホームページでは、平成14～17年度の優秀な活動をご紹介します。農業に関わらず林業、水産業、また農山漁村地域の活性化に寄与された高齢者グループ活動の簡単な説明をみることができます。

■高齢者活動事例

活動事例では平成14年、15年の全国の高齢者活動事例集がPDF資料として公開されています。



[問い合わせ先]

〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
農林水産省経営局 普及・女性課
女性・高齢者対策推進室 高齢者対策班
電話 03-3502-8111(代表)

農山漁村において、高齢者が経験、知識及び技術を活かし、生きがいを持って農業に関する活動ができる環境づくりを目的に、農林水産省ではいきいきシニア活動を応援しています。

(1) 施策の概要		
名称	漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業のうち福祉対策事業	
目的	老後の自立の確保	
内容	漁業者老齢福祉共済事業の推進による漁村地域の福祉向上の促進。	
対象層	漁業者及びその家族	
実施の仕組み	全国共済水産業協同組合連合会が行う漁業者老齢福祉共済事業(漁業者年金)にかかる事務費に対し助成する。	
予算規模	平成19年度予算額	224,301千円
	平成20年度概算要求額	224,301千円
(2) 男女別ニーズの把握・施策への反映		
○施策の立案に際して、男女それぞれのニーズや実際の状況をデータ等で把握しているか(把握している場合、代表的なデータを紹介のこと)。		
平成19年度3月末漁業者年金加入者(保有) 88,653人(男54,264人、女34,389人) 平成18年度新規加入者 477人(男286人、女191人)		
○施策の立案並びに実施に際して、男女それぞれのニーズや実際の状況(ライフスタイル等)の違いをどのように考慮しているか。		
事業の内容が事務費に対する助成であることから、制度的に男女のニーズ等の違いへの考慮をすることは難しいものの、実施に際しては、老後生活設計に対する女性の関心が高いため、漁業協同組合女性部を対象とした講演会を行う等女性に対しても積極的に加入促進を図っている。		
(3) 関係主体・施策との連携		
○施策の実施に当たって、どのような主体(自治体、関係団体等)と連携して取り組んでいるか。また、関係主体に対する働きかけはどのように行っているか。		
事業実施主体である全国共済水産業協同組合連合会が一部の事務を漁業協同組合に委任して事業を行っている。また、年金加入促進等を漁業協同組合、漁業協同組合連合会と協力している。		
○他の関連する施策(他府省庁の施策を含む)とどのように連携して取り組んでいるか。		
連携している施策はない。		
(4) 施策の評価・見直し		

○施策の評価を行っているか。評価に際して実績（アウトプット）や効果（アウトカム）、影響（インパクト）を男女別にデータ等で把握しているか（把握している場合、代表的なデータを紹介のこと）。

毎年度末現在の新規加入者数及び加入者数の男女別の数値を把握している。

○施策の見直しをどのように行っていますか。これまでの見直しにおいて、男女を取り巻く状況の変化をどのように反映させてきましたか。

予算の終期ごとに見直しを行ってきているが、男女を取り巻く状況の変化という観点からの見直しは行っていない。

漁業者年金 男女別新規加入者数

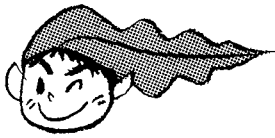
	全体	男	女	女性の占める割合
平成16年度	651	426	225	34.6 %
平成17年度	441	273	168	38.1 %
平成18年度	477	286	191	40.0 %

資料 全国共済水産業協同組合連合会保有データ

漁業者年金 男女別加入者累計数

	全体	男	女	女性の占める割合
平成18年度末	88,653	54,264	34,389	38.8 %

資料 全国共済水産業協同組合連合会保有データ



漁業者 ねんきん

定額終身年金コース

年金額 **24** 万円プラン

未来を開く。

老後のゆとりを応援する、“生涯現役”型年金。

漁業者年金の特徴

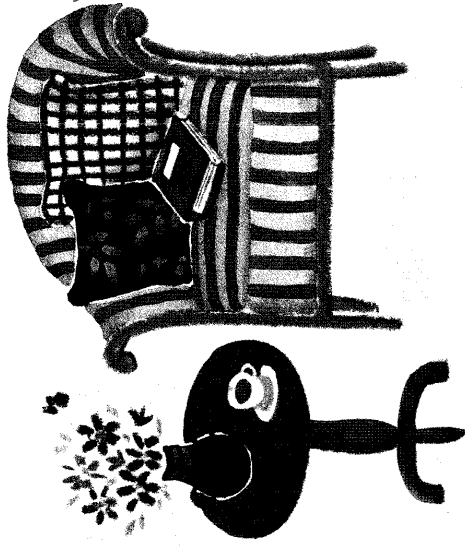
- 1 **漁協系統の年金です。**
国の助成を得て、漁協系統がつくった団体年金制度だから安心です。
- 2 **生活設計に合わせて選べるコースいろいろ。**
将来お受取になる年金は6種類（通増終身年金、特別支払特約年金、定額終身年金、5年確定年金、10年確定年金、15年確定年金）の年金受取コースから、皆様の生活設計にあわせて自由に選択できます。（加入内容によっては選取できないコースもございます）

- 3 **所定の保証期間がついています。**
年金支払開始から所定の期間（10～15年間）は、被共済者（年金受取人）が万一死亡しても、残りの期間の年金をご遺族（年金継続受取人）の方が受取れる保証期間がついています。

- 4 **掛金の増額・臨時払込みもOK。**
将来の受取年金額を増やすために、定期的に払込む掛金を増額したり、臨時に払込むことができます。

- 5 **「掛金払込免除制度」があります。**
掛金の払込期間中に不慮の事故で、第1級から第5級までの後遺障害の状態となられたとき、あるいは第6級から第10級までの後遺障害の状態に2回以上なったことにより、その支払率が通算して60%以上となられたとき、以後の掛金の払込みが免除される「掛金払込免除制度」があります。

- 6 **年金を分割して受取れます。**
年金額が所定の金額以上の場合は年金を年2回、または4回に分けて受取れることもできます。



漁業者 ねんきん
定額終身年金コース
年金支払保証期間10年
年金額 **24万円プラン**

ご加入例（A3型）
■男性30歳加入
■65歳払込終了、65歳年金支払開始
■掛金 年払 95,000円 月払 8,100円

年金開始日までの据置割戻金および年金開始日後の割戻金を年金の増額に充てます。

（注）割戻金は毎年度の決算によって剰余が生じた場合に支払われるものです。決算状況によっては支払われないこともあります。

据置
割戻金

年金開始後の割戻金による増額年金

据置割戻金による増額年金

終身

受取年金額
24万円

保証期間10年

30歳 → 65歳 → 75歳

掛金払込期間

払込終了
年金開始

ご加入

一生運にわたって年金をお受取りになれます。

●掛金払込期間中に亡くなられた場合
積立金相当額に掛金6か月分を加えてお支払いします（加入後1年以内や払込休止中などの場合は積立金相当額）。

漁業者年金 定額終身年金コース

●65歳払込終了、65歳年金支払開始 基本年金額24万円プラン掛金表

(共済掛金:円)

加入 年齢	男 性		女 性	
	年 払	月 払	年 払	月 払
20	69,000	5,800	83,000	6,900
21	72,000	6,000	85,000	7,200
22	74,000	6,200	88,000	7,400
23	76,000	6,400	91,000	7,600
24	79,000	6,600	94,000	7,900
25	81,000	6,800	97,000	8,100
26	84,000	7,100	100,000	8,400
27	86,000	7,300	103,000	8,700
28	89,000	7,600	106,000	9,000
29	92,000	7,800	109,000	9,300
30	95,000	8,100	113,000	9,700
31	98,000	8,400	117,000	10,000
32	102,000	8,800	121,000	10,400
33	105,000	9,100	125,000	10,800
34	109,000	9,500	130,000	11,300
35	114,000	9,900	135,000	11,700
36	118,000	10,200	141,000	12,200
37	123,000	10,700	146,000	12,700
38	128,000	11,100	152,000	13,200
39	134,000	11,600	159,000	13,800
40	140,000	12,100	166,000	14,400
41	146,000	12,700	174,000	15,100
42	153,000	13,300	182,000	15,800
43	161,000	14,000	192,000	16,600
44	170,000	14,700	202,000	17,500
45	179,000	15,500	213,000	18,500
46	189,000	16,400	225,000	19,600
47	201,000	17,400	239,000	20,700
48	214,000	18,600	255,000	22,100
49	229,000	19,800	272,000	23,600
50	245,000	21,200	292,000	25,300
51	264,000	22,900	314,000	27,200
52	286,000	24,800	340,000	29,500
53	311,000	27,000	370,000	32,100
54	341,000	29,600	406,000	35,200
55	377,000	32,700	449,000	38,900
56	421,000	36,500	501,000	43,400
57	477,000	41,300	567,000	49,100
58	548,000	47,400	652,000	56,500
59	642,000	55,600	764,000	66,200
60	774,000	67,100	921,000	79,900
61	973,000	84,400	1,158,000	100,400
62	1,304,000	113,100	1,552,000	134,600
63	1,966,000	170,500	2,341,000	202,900
64	3,954,000	342,800	4,706,000	408,000

ご加入にあたって

加入できる方

20歳以上64歳以下の方で、原則として国民年金の加入対象となる漁業者とその家族の方々です。

掛金の払込方法

年払または月払でご加入下さい。この他、年金額の増額のために掛金を臨時に払込むこともできます。

掛金払込猶予期間

第2回目以降の掛金の払込みについては、払込期日の翌日から2ヵ月間の払込猶予期間があります。

被共済者貸付制度

お金が必要なときは、返戻金の80%以内で借りることができます。

加入内容の変更

掛金額、払込方法などは所定の方法により、変更することができます。

税制上の優遇措置

個人年金保険料税制適格特約付帯の場合、払込まれた掛金額に応じて所得税や住民税が安くなります。ただし、この優遇措置を受けた場合は、「5年確定年金コース」の選択はできません。

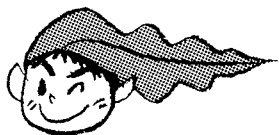
共水連が特に必要と認めた場合には、農林水産大臣の承認を得て、年金等を算出するときのものとなる予定利率等の算出基礎を変更する場合があります。この変更により将来お受取りいただく年金額が変動することがあります。

●このリーフレットは概要を説明したものです。ご契約の際は「重要事項説明書」および「ご契約のしおり」を必ずお読みください。

ご契約の際には、健康状態等の告知義務、共済金をお支払いできない場合、解約に関する事項など大切な事項が記載されております「重要事項説明書」および「ご契約のしおり」を必ずお読みください。



●お問い合わせは



漁業者 ねんきん

10年確定年金コース

年金額**48**万円プラン

未来を描く。

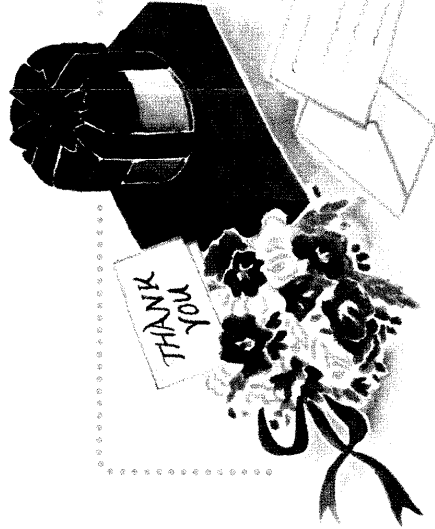


漁協・推進協議会 後援／水産庁・全漁婦連

より豊かで、より確かな老後のために。

漁業者年金の特徴

- 漁協系統の年金です。**
 国の助成を得て、漁協系統がつくった団体年金制度だから安心です。
- 生活設計に合わせて選べるコースいろいろ。**
 将来お受取になる年金は6種類（増増終身年金、特別支払特約年金、定額終身年金、5年確定年金、10年確定年金、15年確定年金）の年金受取コースから、皆様の生活設計にあわせて自由に選択できます。（加入内容によっては選択できないコースもございます）
- 選択期間内の年金を保証。**
 年金受給者の生死にかかわらず、選択いただいた期間（5年、10年、15年間）は、同じ額の年金を受取ることができます。
- 掛金の増額・臨時払込みもOK。**
 将来の受取年金額を増やすために、定期的に払込む掛金を増額したり、臨時に払込むことができます。
- 「掛金払込免除制度」があります。**
 掛金の払込期間中に不慮の事故で、第1級から第5級までの後遺障害の状態となられたとき、あるいは第6級から第10級までの後遺障害の状態に2回以上なったことにより、その支払率が通算して60%以上となられたとき、以後の掛金の払込みが免除される「掛金払込免除制度」があります。
- 年金を分割して受取れます。**
 年金額が所定の金額以上の場合は年金を年2回、または4回に分けて受取ることができます。



漁業者
ねんきん

10年確定年金コース

年金受取期間10年

年金額 **48万円プラン**

ご加入例（A3型）

■男性40歳加入

■65歳払込終了、

65歳年金支払開始

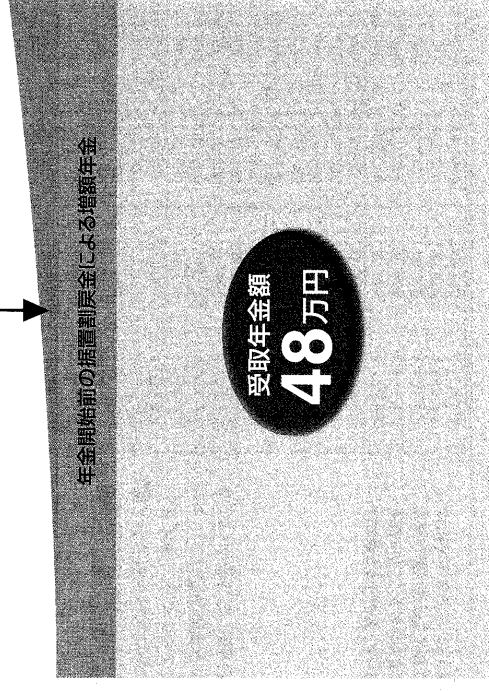
■掛金 年払 159,000円

月払 13,800円

年金開始日までの据置割戻金および年金開始日後の割戻金を年金の増額に充てます。

（注）割戻金は毎年度の決算によって割戻金が生じた場合に支払われるものです。決算の状況によっては支払われないこともあります。

年金開始後の割戻金による増額年金



●掛金払込期間中にでくなられた場合
 積立金相当額に掛金6ヵ月分を加えてお支払いたします（加入後1年以内や払込休止中などの場合は積立金相当額）。

40歳

ご加入

掛金払込期間

払込掛金総額

年払 3,975,000円
 月払 4,140,000円

65歳

払込終了
 年金開始

75歳

受取年金総額

4,800,000円

漁業者年金 10年確定年金コース

男女共通

●65歳払込終了、65歳年金支払開始 基本年金額48万円プラン掛金表

(共済掛金:円)

加入 年齢	年 払		月 払	
	掛金額	払込掛金 総額	掛金額	払込掛金 総額
20歳	79,000	3,555,000	6,600	3,564,000
21	81,000	3,564,000	6,800	3,590,400
22	84,000	3,612,000	7,000	3,612,000
23	87,000	3,654,000	7,300	3,679,200
24	89,000	3,649,000	7,500	3,690,000
25	92,000	3,680,000	7,800	3,744,000
26	95,000	3,705,000	8,000	3,744,000
27	98,000	3,724,000	8,300	3,784,800
28	101,000	3,737,000	8,600	3,818,400
29	104,000	3,744,000	8,900	3,844,800
30	108,000	3,780,000	9,200	3,864,000
31	112,000	3,808,000	9,600	3,916,800
32	116,000	3,828,000	9,900	3,920,400
33	120,000	3,840,000	10,300	3,955,200
34	124,000	3,844,000	10,700	3,980,400
35	129,000	3,870,000	11,200	4,032,000
36	134,000	3,886,000	11,600	4,036,800
37	140,000	3,920,000	12,100	4,065,600
38	145,000	3,915,000	12,600	4,082,400
39	152,000	3,952,000	13,200	4,118,400
40	159,000	3,975,000	13,800	4,140,000
41	166,000	3,984,000	14,400	4,147,200
42	174,000	4,002,000	15,100	4,167,600
43	183,000	4,026,000	15,900	4,197,600
44	193,000	4,053,000	16,700	4,208,400
45	203,000	4,060,000	17,600	4,224,000
46	215,000	4,085,000	18,700	4,263,600
47	228,000	4,104,000	19,800	4,276,800
48	243,000	4,131,000	21,100	4,304,400
49	260,000	4,160,000	22,500	4,320,000
50	278,000	4,170,000	24,100	4,338,000
51	300,000	4,200,000	26,000	4,368,000
52	324,000	4,212,000	28,100	4,383,600
53	353,000	4,236,000	30,600	4,406,400
54	387,000	4,257,000	33,600	4,435,200
55	428,000	4,280,000	37,100	4,452,000
56	478,000	4,302,000	41,500	4,482,000
57	541,000	4,328,000	46,900	4,502,400
58	622,000	4,354,000	53,900	4,527,600
59	729,000	4,374,000	63,200	4,550,400
60	879,000	4,395,000	76,200	4,572,000
61	1,105,000	4,420,000	95,800	4,598,400
62	1,481,000	4,443,000	128,400	4,622,400
63	2,233,000	4,466,000	193,600	4,646,400
64	4,491,000	4,491,000	389,300	4,671,600

ご加入にあたって

加入できる方

20歳以上64歳以下の方で、原則として国民年金の加入対象となる漁業者とその家族の方々です。

掛金の払込方法

年払または月払でご加入下さい。この他、年金額の増額のために掛金を臨時に払込むこともできます。

掛金払込猶予期間

第2回目以降の掛金の払込みについては、払込期日の翌日から2ヵ月間の払込猶予期間があります。

被共済者貸付制度

お金が必要なときは、返戻金の80%以内で借りることができます。

加入内容の変更

掛金額、払込方法などは所定の方法により、変更することができます。

税制上の優遇措置

個人年金保険料税制適格特約付帯の場合、払込まれた掛金額に応じて所得税や住民税が安くなります。ただし、この優遇措置を受けた場合は、「5年確定年金コース」の選択はできません。

共水連が特に必要と認めた場合には、農林水産大臣の承認を得て、年金等を算出するときのものとなる予定利率等の算出基礎を変更する場合があります。この変更により将来お受取りいただく年金額が変動することがあります。

●このリーフレットは概要を説明したものです。ご契約の際は「重要事項説明書」および「ご契約のしおり」を必ずお読みください。

ご契約の際には、健康状態等の告知義務、共済金をお支払いできない場合、解約に関する事項など大切な事項が記載されております「重要事項説明書」および「ご契約のしおり」を必ずお読みください。



●お問い合わせは

(1) 施策の概要			
名称	農業者年金制度		
目的	老後の自立の確保		
内容	農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的として実施している。 (平成14年1月から新制度として再構築) ○新制度の主なメリット ・財政方式が積み立て方式になったことで、加入者数に左右されない安定した制度となった。 ・農業に従事する者であれば男女別に関係なく幅広く加入することができるようになった。 ・認定農業者等で一定の要件を満たす者については、保険料の一部に国庫補助を受けることができる。		
対象層	○加入要件（男女の違いは特にない） 1. 20歳以上60歳未満 2. 国民年金の第1号被保険者 3. 年間60日以上農業に従事する者 ※上記の3つの要件を満たす者であれば、誰でも加入できる。		
実施の仕組み	① 国は、実施主体である（独）農業者年金基金に補助金等を助成する。 ② 更に、（独）農業者年金基金は全国に存在している加入者、受給者に対応するため、業務の一部を業務受託機関（市町村農業委員会、農業協同組合等）へ委託して実施している。		
予算規模	平成19年度予算額	157, 214, 706（千円）	
	平成20年度概算要求額	161, 393, 913（千円）	
(2) 男女別ニーズの把握・施策への反映			
○施策の立案に際して、男女それぞれのニーズや実際的な状況をデータ等で把握しているか（把握している場合、代表的なデータを紹介のこと）。			

最近の農業者年金の男女別の加入者数は以下のとおりである。			
・農業者年金の男女別新規加入者数（単位：人）			
	新規加入者数	うち男性	うち女性
平成16年度	1, 613	1, 205	408
(割合：%)	(対前年度 +29) (100)	(対前年度 -3) (75)	(対前年度 +32) (25)
平成17年度	1, 653	1, 176	477
(割合：%)	(対前年度 +40) (100)	(対前年度 -29) (71)	(対前年度 +69) (29)

平成18年度 (割合：%)	2, 296 (対前年度+643) (100)	1, 617 (対前年度+441) (70)	679 (対前年度+202) (30)
------------------	-------------------------------	------------------------------	---------------------------

・農業者年金の男女別加入者累計数（単位：人）

	加入者累計	うち男性	うち女性
平成18年度 (割合：%)	83, 972 (100)	77, 122 (92)	6, 850 (8)

○施策の立案並びに実施に際して、男女それぞれのニーズや実際の状況（ライフスタイル等）の違いをどのように考慮しているか。

農業者年金のメリットの1つである政策支援について、政策支援の区分1、2に該当している認定農業者等で青色申告者（夫）と家族経営協定を締結し、経営に参画しているその配偶者等も受けられるようになっており、女性の加入推進に寄与している。新規に加入した女性の9割以上が区分3に加入している。

なお、最近の男女別の加入者数（政策支援）は以下のとおりである。

・農業者年金の男女別新規加入者数（政策支援）

	政策支援計	区分3	その他の区分
平成16年度	649	376	273
男性	574	306	268
女性（割合：%）	75（100）	70（93）	5（7）
平成17年度	606	391	215
男性	511	303	208
女性（割合：%）	95（100）	88（93）	7（7）
平成18年度	854	519	335
男性	744	416	328
女性（割合：%）	110（100）	103（94）	7（6）

（３）関係主体・施策との連携

○施策の実施に当たって、どのような主体（自治体、関係団体等）と連携して取り組んでいるか。また、関係主体に対する働きかけはどのように行っているか。

農業者年金の加入者、受給者は全国に存在しているために、業務受託機関に業務の一部を委託している。

また、毎年、年度初めに全国の農業者年金の担当者（都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会の担当者）を集め、会議を開催し、加入推進等の業務の重点事項を説明するなど、全国統一的な働きかけを行うことにより業務受託機関と一体的な取り組みを行っている。

○他の関連する施策（他府省庁の施策を含む）とどのように連携して取り組んでいるか。

最近では、特に女性の新規加入者が増えて来ていることから、男女共同参画に関連する取り組みとして、農林水産省のHPにおいて農山漁村男女共同参画ミニミニニュース（メルマガ）に情報を掲載するなど女性の農業者に対して積極的に情報提供を行い、加入を推進している。

なお、最近の主な取組事例は以下のとおりである。

・農山漁村男女共同参画ミニミニニュース（メルマガ）において「農業者年金に加入しま

しょう！」を情報提供 ・新・農業人フェア’06（東京池袋サンシャイン他）での相談コーナー設置及び資料配布 ・全国女性農業経営者会議全国の集い（第11回全国の集い「かたらんね！熱い思いを火の国で」）での資料配布 ・近畿地域農山漁村女性の集いでの資料配付 ・東海ブロック農村女性交流会での資料配付 ・女性農業者リーダー全国会議での資料配付 ・第20回農山漁村女性の日記念の集いでの資料配布
（４）施策の評価・見直し
○施策の評価を行っているか。評価に際して実績（アウトプット）や効果（アウトカム）、影響（インパクト）を男女別にデータ等で把握しているか（把握している場合、代表的なデータを紹介のこと）。
独立行政法人である農業者年金基金は、独立行政法人通則法に基づき農林水産省評価委員会の評価を受けているが、特に男女別のデータ等で、評価は行っていない。
○施策の見直しをどのように行っていますか。これまでの見直しにおいて、男女を取り巻く状況の変化をどのように反映させてきましたか。
平成14年1月に抜本的な制度改正を行い、本年金制度により老後生活の安定に資することにより、農業の担い手を幅広く確保する観点から、新制度の加入要件においては、農業に従事する者であれば誰でも加入できるようになった（農地を所有していない女性の農業者も加入できるようになった）。